# 台風等による特別警報・暴風警報等発表時に伴う臨時措置について（保存版）

児童数

令和５年９月　改訂

## １.特別警報が発表された場合

◎枚方市に、午前7時の時点で「特別警報」が発表されている場合は臨時休校とします。

◎児童が在校中に「特別警報」が発表された場合は、原則として学校待機とし、保護者引き渡しを実施する場合もあります。　（状況により教育委員会とも連携して対応します）

## 2.枚方市において「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」「土砂災害警戒情報」

**又は「校区内に避難指示」が発表・発令されている場合**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 午前７時現在 | 発表中 | ◇児童の登校を見合わせ解除されるまで自宅待機。 | |
| 午前９時現在 | 発表中 | ◇児童の登校を見合わせ解除されるまで自宅待機。 | 給食はなし。 |
| | 解　除 | ◇各種警報は解除されたが、校区内に避難指示が発令されている場合、児童の登校を見合わせ解除されるまで自宅待機。 | 給食はなし。 |
| | 解　除 | ◇第２校時（９時３５分）より授業を行う。それまでに集団登校させてください。 | 給食はあり。<br>下校は平常通り。 |
| 午前１０時現在 | 発表中 | ◇臨時休校。 | |
| | 解　除 | ◇各種警報は解除されたが、校区内に避難指示が発令されている場合、臨時休校。 | |
| | 解　除 | ◇第３校時（１０時４５分）より授業を行う。それまでに集団登校させてください。 | 給食はなし。<br>午前中授業。<br>１２時２０分に下校。 |

（１）登校後に「暴風警報」「暴風雪警報」または「洪水警報」が発表された時は、原則学校に待機します。雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら、引き渡し下校をします。なお、下校開始時刻等は、ミルメール等でお知らせします。

（２）留守家庭児童会・オープンスクエアに登室児童の保護者の方は、留守家庭児童会・オープンスクエアの職員と連絡を密にしてください。

（３）教育委員会、諸機関との緊急連絡ができなくなるので、電話での問い合わせはご遠慮願います。

## 3.地震発生時における措置について

◎枚方市に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業の措置をとります。

（１）前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とします。

（２）土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とします。